

東大阪市子ども・子育て会議（第16回）

会 議 次 第

平成27年1月22日(木)
午前9時30分から11時30分
総合庁舎1階 多目的ホール

1. 開会

2. 議事

(1) 子ども・子育て支援事業計画（素案）について【資料1】

(2) 留守家庭児童育成クラブについて【資料2】

その他

・子ども・子育て支援事業計画 市民説明会について【資料3】

3. 閉会

子ども・子育て会議委員名簿(50音順、敬称略)

		氏名
1	小学校児童保護者	阿部 美枝
2	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授	井上 寿美
3	子育てサークル等代表者	小田 美亜
4	UAゼンセン万代ユニオン中央執行副委員長	櫛田 育子
5	在宅で子育て中の保護者の代表	佐藤 奈美
6	大阪府立大学人間社会学部	関川 芳孝
7	東大阪労働組合総連合委員	千谷 友美子
8	東大阪市私立保育会会長	高山 昌弘
9	東大阪市私立幼稚園協会会長	竹村 明
10	東大阪市障がい児相談支援及び通所サービス等施設連絡会長	中西 良介
11	保育所保護者	中泉 あゆみ
12	大阪人間科学大学社会福祉学部教授	中川 千恵美
13	東大阪市留守家庭児童育成クラブ協議会会長	平川 康熙
14	東大阪市立小学校長会役員	景山 雅雄
15	東大阪市PTA協議会学校園委員会委員長	藤井 教之
16	鴻池子育て支援センター所長	古川 玲子
17	東大阪市立幼稚園長会幼保問題担当	松葉 朋子
18	幼稚園保護者	森内 庸介
19	認可外保育施設代表者	八木 教雄
20	東大阪大学副学長	吉岡 眞知子

東大阪市子ども・子育て会議（第16回） 配席表

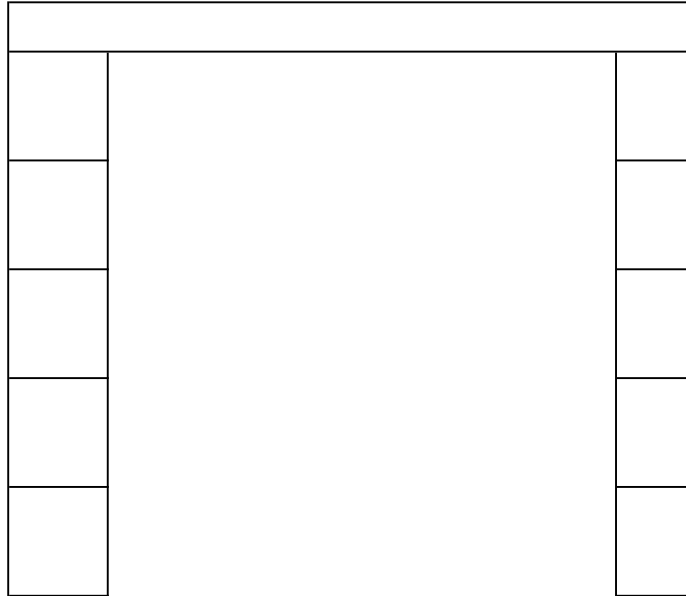
関川
会長

○

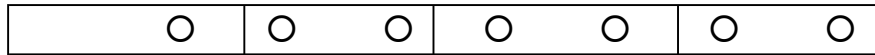
傍
聴
席



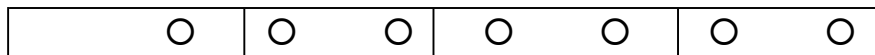
○ 藤井委員
○ 中西委員
○ 中泉委員
○ 平川委員
○ 古川委員
○ 松葉委員
○ 森内委員
○ 八木委員
○ 吉岡委員



○ 阿部委員
○ 井上委員
○ 小田委員
○ 景山委員
○ 榎田委員
○ 佐藤委員
○ 千谷委員
○ 高山委員
○ 竹村委員



○ 保育室長 寺岡
○ 川西
○ 子どもすこやか部次長
○ 田村
○ 子どもすこやか部長
○ 副市長 立花
○ 教育次長 南谷
○ 学校管理部長 出口
○ 社会教育部長 川崎



○ 子ども家庭課長 菊地
○ 保育課長 堀ノ内
○ 新制度準備課長 関谷
○ 学事課長 松田
○ 学校管理部次長 清水
○ 青少年スポーツ室次長
○ 青少年スポーツ室長 安永



地域社会研究所

入口

東大阪市子ども・子育て会議（第16回）

配布資料一覧

- 【資料1-1】 子ども・子育て支援事業計画（素案）について
- 【資料1-2】 計画(素案)修正ポイント
- 【資料2】 パブリックコメント資料
- 【資料2】 「(仮称) 東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の骨子案
- 【資料2】 青少年スポーツ室より報告事項
- 【資料2】 留守家庭児童育成クラブ市民説明会 配布資料
- 【資料3】 子ども・子育て支援事業計画市民説明会 配布資料

資料1-1

第16回子ども・子育て会議

東大阪市子ども・子育て支援事業計画

～素案～

平成27年1月

東大阪市

【 目 次 】

第1章 計画の基本的な趣旨	1
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画期間	3
3. 計画の法的根拠	3
4. 計画対象	3
5. 計画の位置づけ	4
6. 計画策定の体制	5
(1) 東大阪市子ども・子育て会議	5
(2) 庁内組織	5
(3) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査	5
(4) 在宅子育て家庭の座談会	6
(5) 7リージョンセンターにおける計画説明会	6
(6) パブリックコメントの実施	6
第2章 計画の基本的な考え方	7
1. 基本理念	8
2. 計画策定における基本的な視点	8
3. 子どもの育ちと子育てに関する理念	10
4. 本計画の基本的な考え方 ～すべての子どものために～	11
第3章 施策展開に向けて	13
1. 東大阪市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性	14
2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について	16
(1) 社会環境の変化（高度成長期からバブル崩壊、低成長時代を迎えて・・・）	16
(2) 幼稚園・保育所（園）の現状	24
(3) 在宅での子育て支援について	27
(4) 一時預かりについて	32
(5) 要保護・発達に支援が必要な児童について	33
(6) 幼・保・小・中の連携や公私の連携について	36
(7) 留守家庭児童育成クラブについて	37
(8) 子育て支援の情報提供について	38
(9) 親の子育て力の支援について	39
3. 施策展開の基本的な考え方	40
(1) 戦略的に取り組むための考え方	40
(2) 公の果たす役割を執行していくための公立施設の将来像について	44
(3) 公立の教育・保育施設の再編整備の考え方	45
第4章 事業計画の具体的な取り組み	47
1. 教育・保育提供区域の設定	48
(1) 考え方	48
(2) 教育・保育提供区域の設定について	49
2. 必要見込み量の算定方法について	53
(1) 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目の概要	53
(2) 需要量の算出方法の概要	54
(3) 必要見込み量の概要	54
3. 就学前児童の学校教育・保育について	55
(1) 就学前児童の学校教育・保育の需要量と現状の供給量等	55
(2) 実施しようとする就学前児童の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	64
(3) リージョン別の就学前児童の学校教育・保育の提供体制の確保の内容	70
(4) 幼保連携型認定こども園への移行のための「指定都市・中核市の計画で定める数」	74

4. 地域子ども・子育て支援事業等について.....	75
(1) 延長保育（時間外保育）事業（開所時間を越えた後の延長）【市域全体】	75
(2) 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成クラブ）【小学校区】	76
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）【市域全体】	80
(4) 地域子育て支援拠点事業【リージョン区】	81
(5) 一時預かり事業【市域全体】	84
(6) 病児保育事業【市域全体】	89
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）【市域全体】 .	90
(8) 乳幼児家庭全戸訪問事業【市域全体】	92
(9) 養育支援訪問事業【市域全体】	93
(10) 妊婦健診【市域全体】	94
(11) 利用者支援事業【市域全体】	95
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【市域全体】	97
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【市域全体】	97
(14) 夜間保育事業【市域全体】	98
(15) 早朝の時間帯における保育【市域全体】	98
(16) 休日保育事業【市域全体】	99
5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保 ..	100
(1) 認定こども園について.....	100
(2) 学校教育・保育の一体的な提供に向けての質の向上.....	102
(3) 幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校等の連携.....	103
6. その他に重点を置く施策について（国の任意事項関連を含む）	104
(1) 地域の子育て家庭に寄り添う支援の充実.....	104
(2) 児童虐待防止対策の充実.....	106
(3) 障害児施策等の充実.....	107
(4) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項	109
(5) ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	109
(6) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	109
第5章 計画の推進に向けて.....	111
1. 推進体制の整備.....	112
(1) 庁内の推進体制.....	112
(2) 関係機関等との連携.....	112
2. 計画の進捗状況の点検・評価.....	112
3. 計画の周知.....	113

第1章 計画の基本的な趣旨

1. 計画策定の背景と趣旨

本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て・子育て支援策を具体的に推進する行動計画として、平成17年度から平成26年度までの「東大阪市次世代育成支援行動計画」を策定し、家庭・地域・企業そして行政が協働して、子育て・子育て環境づくりを推進してきました。そして市として「子どもの権利を守る社会づくり」「地域における子育て支援の充実」「子どものすこやかな成長及び発達支援」「子育てを支援する生活環境の整備」を施策の基本方向として、子育てに関する支援施策を具体的に推進してきました。

「東大阪市次世代育成支援行動計画」に関する施策を推し進めた結果、この10年の間に地域の子育てに関する支援に広がりが出てきました。例えば、保育所（園）の開設や子育て支援センターの設置によって地域の子育て支援のネットワークを拡充してきました。児童虐待の防止に関しても東大阪市要保護児童対策地域協議会の設置や東大阪市子どもを虐待から守る条例の制定などを行ってきました。子どものすこやかな成長と発達の支援に関しては子どもの発達支援ネットワークの協議会の立ち上げや発達障害に関する相談の強化、特別支援教育の推進などを図ってきました。

国においては少子化社会対策基本法等に基づき、総合的な子ども・子育て支援施策が講じられてきましたが、平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」の制定のほか、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、そして児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」^①が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。子ども・子育て支援法においては、新たに市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることが規定されています。

この間、「東大阪市次世代育成支援行動計画」によってサービスに広がりが見られるようになったものの、歯止めがきかない少子化の継続や依然として残る待機児童の問題、増加する児童虐待、地域で孤立する家庭の問題など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境に変化が見られません。

国の動向や、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化、また新たな市民のニーズに十分に答えていくために、教育・保育を提供する体制や地域子ども・子育て支援事業に関することと、幼児期の学校教育・保育の一体的提供の考え方などを本計画において策定します。

^① 3つの法をあわせて「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

2. 計画期間

本計画の計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間です。平成 29 年度には、事業計画の中間見直しを実施します。

3. 計画の法的根拠

本計画は子ども・子育て支援法に基づく法定計画です。

市町村は、子ども・子育て支援法の第 61 条第 1 項において市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされています。子ども・子育て支援法では、市町村は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行わねばならないこととされています。

4. 計画対象

東大阪市に在住する妊婦・12 歳未満の子ども及び子どもを養育しているかたのすべてを対象とします。

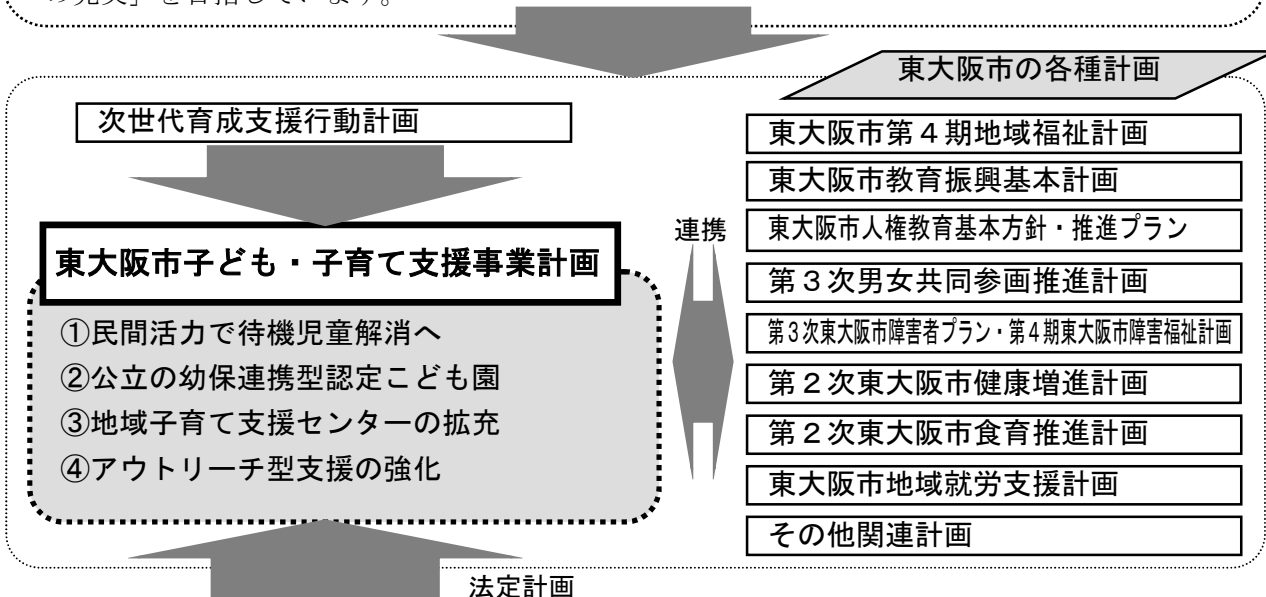
5. 計画の位置づけ

東大阪市第2次総合計画を最上位の計画とし、東大阪市次世代育成支援行動計画を本計画の理念部分を扱う上位計画と位置づけます。

東大阪市第4期地域福祉計画、東大阪市教育振興基本計画、東大阪市人権教育基本方針・推進プラン、第3次男女共同参画推進計画、第3次東大阪市障害者プラン・第4期東大阪市障害福祉計画、第2次東大阪市健康増進計画、第2次東大阪市食育推進計画などの関連計画との整合性に留意して策定します。

東大阪市第2次総合計画

将来都市像である「夢と活力あふれる元気都市・東大阪」の実現
 ～「施策大綱」の1つに「健康と市民福祉のまちづくり」を設定し、「健やかに子どもを育む福祉の充実」を目指しています。～



子ども・子育て関連3法

趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 →認定こども園、幼稚園、保育所、また小規模保育など地域型保育の整備で待機児童の解消
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 →質の高い幼児期の学校教育・保育を認定こども園制度の改善で総合的に提供
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
 →子育ての相談や一時預かりなど地域の子ども・子育て支援の充実

子どもを産み育てやすく

◆経緯

- 平成24年6月26日衆議院可決、8月10日参議院可決
- 平成25年4月1日から国の子ども・子育て会議がスタート
- 平成27年4月から新制度の本格実施

6. 計画策定の体制

(1) 東大阪市子ども・子育て会議

東大阪市子ども・子育て会議条例に基づいて東大阪市子ども・子育て会議を設置しています。学識経験者、関係機関代表、公募市民等、幅広い分野の委員が参画しています。

調査等から導かれた子ども・子育て家庭のニーズを踏まえながら、本計画の検討を行います。

また、東大阪市子ども・子育て会議条例の第7条の規定の中で、「会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる」とされていることから、部会を設置しています。

① 利用料等に関する検討部会

国の公定価格をもとに、保育所（園）や幼稚園、幼保連携型認定こども園や地域型保育事業の利用料を検討します。

② 幼保連携検討部会

幼稚園・保育所（園）の連携を意識した就学前の子どもについての基本的な考え方や保育所（園）、幼稚園に対する市としての基本的な考え方について検討します。

③ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業選考部会

主に幼保連携型認定こども園並びに地域型保育事業の実施主体の選考・決定を行います。

④ 特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会

保護者に保育が必要な事由（2号または3号認定）があり、かつ心身の発達支援を要する児童の保育施設入所について検討・認定を行います。

(2) 庁内組織

① 東大阪市子ども・子育て支援新制度推進委員会

本計画を策定するにあたり、子ども・子育て施策に関係する庁内関係機関の相互の連携を図るために、東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会を設置しています。

② 東大阪市子ども・子育て支援新制度ワーキングチーム会議

子ども・子育て施策に関係する、庁内関係機関の担当者の相互連携を図るために、東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチーム会議を設置しています。

(3) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、就学前児童、小学生、妊婦のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。このアンケート調査によって国が求めている子ども・子育て支援新制度に関する基礎資料を作成します。またアンケート結果は本計画に反映させることとします。

これ以降、本文中の表記として「アンケート調査」を用いています。

① 調査対象者

平成 25 年 9 月 5 日現在、東大阪市在住の就学前児童（0～5 歳）から 6,048 人を、小学生（6～11 歳）から 3,213 人を無作為に抽出し、対象児童の保護者に送付しました。また、妊婦については平成 25 年度に母子手帳を取得した方かつ出産予定日が平成 25 年 10 月 1 日以降である妊婦から無作為で 815 人を抽出し、送付しました。

② 調査の方法・時期

平成 25 年 10 月 1 日に郵送による調査票発送を行い、平成 25 年 10 月 16 日までを期限に郵送によって回収しました。集計としては 11 月 5 日までに市役所へ返信された調査票を集計対象としています。

表 調査の概要

	就学前児童	小学生	妊婦
調査地域	東大阪市全域		
調査方法	調査は、郵送配布、郵送回収で行い、お礼状兼督促状を 1 回送付した。またポスター等による調査に関する啓発活動を実施した。		
調査期間	平成 25 年 10 月 1 日～10 月 16 日 (但し、平成 25 年 11 月 5 日までに市役所へ届いた調査票は集計の対象とした。)		
抽出方法	住民基本台帳に基づき対象者を無作為抽出。妊婦は母子手帳の交付を受けたものの中から無作為抽出。		
調査対象	平成 25 年 9 月 5 日現在、東大阪市在住の就学前児童（0～5 歳）	平成 25 年 9 月 5 日現在、東大阪市在住の小学生（6～11 歳）	平成 25 年度に母子手帳を取得した方かつ出産予定日が平成 25 年 10 月 1 日以降である妊婦
調査対象数	6,048 件	3,213 件	815 件
有効回収数	3,148 件	1,561 件	449 件
無効回収数	8 件	5 件	0 件
有効回収率	52.1%	48.6%	55.1%

(4) 在宅子育て家庭の座談会

子育て不安等の解消を目指して、在宅で低年齢児の子育てをされている方に参加を募り、各リージョンセンターにて座談会を開催しました。

(5) 7リージョンセンターにおける計画説明会

リージョン別の説明会を開催して、事務局から計画素案を説明し、各施策に対する市民の方への周知を図りました。

(6) パブリックコメントの実施

市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

【 基本理念の継承 】

『すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪』

子育ての喜びが実感できる社会、すべての子どもがすこやかに成長し、生きる力や夢を育むことのできる社会の実現のためには、社会全体に子育ての意義が理解され、家庭・地域・企業そして行政が協働し、子育て環境づくりを推進していくことが重要です。

これまで「東大阪市次世代育成支援後期行動計画」に掲げてきた理念を引き継ぎながら、本計画によって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行い、それによって、子育てにやさしいまちとしての発展と、一人一人の子どもがすこやかに成長することができる社会の実現を目指します。

2. 計画策定における基本的な視点

本計画で定める子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、社会環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

本市では次のような視点のもとで発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を目指します。

(1) 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します

子ども・子育て支援については「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。その際に子どもたちの一人一人の権利を保障します。

(2) 一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します

平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて定められた「子どもの貧困対策に関する大綱」においても貧困の連鎖を防止するための施策の拡充が求められています。障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障することを目指します。必要な場合には子どもに対する適切な措置を講じることにより、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。

また、人間形成の基礎が養われる大事な時期である幼児期には、教育の役割は極めて重要となることから、家庭や地域と連携し、幼児教育の可能性を最大限活かす取り組みを推進することが必要です。

(3) 子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どものすこやかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけではなく、将来の東大阪市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識が必要です。また、家庭、学校、地域、職場などの社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要となります。

(4) 子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てに取り組む人々があります。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、こうした成長していく過程を支援していくことが必要とされています。このような状況の中で、安心と喜びと誇りを持って子育てができるように子どもと子育て家庭に寄り添った支援が必要となります。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 保育の必要があるかないかなどで区分するのではなく、東大阪市のすべての子どもを育てるような、東大阪で生んでよかったといえるような支援をするべき
- 「子どもの権利条約」でも示されている「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という文章や、保護者が子育ての責任を有するということはとても大事なことだと思う。だからこそ、行政としては何がどのようにできるのかを掲載してほしい。
- 転入された子育て家庭にとっても明るい東大阪市になればと思う。
- 従前の保育と教育に分かれていたところから、教育・保育を一体的にという幼保連携や子ども・子育て支援事業の仕組みができるので、改めて就学前の「教育」「学び」といった視点を重要視してほしい。
- 幼稚園などに行けば、ある程度は市が把握できるが、どこにも行かないので、4、5歳になっても市が把握できない子どもたちについて把握すべき。網からこぼれ落ちた子どもへのセーフティネット作りを、この支援事業計画でやりたい。子どものセーフティネットを確保すべき（つどいの広場等のNPOに協力を依頼・様々な地域のネットワークの活用）。
- 障害のある子どもなどにも細かいサポートをできるようにしてほしい。

* ご意見を元に計画策定を行いました。

3. 子どもの育ちと子育てに関する理念

(1) 子どもの育ちとは

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力をもっています。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力等を獲得していく過程といえます。

このため、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が必要です。

また、幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であるといえます。このため、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

さらに学校就学後の学童期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。このため、学校教育とともに、遊戯やレクリエーション活動施設の提供や地域団体との連携を通じて、心身の健全な発達が育まれる機会を提供することが必要です。

(2) 子育てとは

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことであると考えます。

また、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができるよう環境を整えることも重要であると考えます。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 「自然に成長していく力」について、地域がサポートしていくという考え方もある。
- 「子どもの最善の利益」を実現できる社会が保育施設に入所する事に直接繋がるわけではないので、在宅支援についても考えていきたい。

4. 本計画の基本的な考え方 ～すべての子どものために～

(1) すべての子どもに良質な成育環境を保障するために

子ども・子育て支援新制度の実施主体である東大阪市として、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

(2) すべての子どもがすこやかに成長するために

子ども・子育て支援新制度は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて、すべての子どもがすこやかに成長するように支援するものです。

子どもの育ちに関する理念

【乳幼児期】

発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じその間の子どもの健やかな発達を保障することが必要となります。

◆乳児期

身近にいる大人との愛着形成により情緒的な安定が図られ、また身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。

◆幼児期

基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら人やものとの関わりを広げ行動範囲を広げていきます。こうした活動が主体的に生きていく基盤となります。また、特定の大人への安心感を基盤として徐々に人間関係を広げ、そのかわりを通じて社会性を身につけていきます。

【学校就学後の学童期】

学校教育とともに、遊戯やレクリエーション活動の施設の提供や地域団体との連携を通じて、心身の健全な発達が育まれる機会を提供し、子どもの健全な育成に努める必要があります。

理念

【 基本理念の継承 】

『すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪』

計画策定における基本的な視点

すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供と子育て支援の充実

- ①「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します
- ②一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します
- ③子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します
- ④子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します

子どもの育ちと子育てに関する理念

社会全体で子どもを育てる

- ①子どもの育ち
成長していく力
周囲の環境に対して自分から能動的に働きかける力
→周囲の環境と関わる中で生活に必要な能力等を獲得
- ②子育てとは
子育て=子どもに愛情を注ぎ、存在に感謝し、子どもの存在に感動し、親も成長していく過程
→保護者の育児の肩代わりではなく、親としての成長の支援、子育てや子どもの成長に喜びを感じられる支援を目指します。
☆これらについて、社会のあらゆる分野における構成員が各々の役割を果たすことが必要

本計画の基本的な考え方

～すべての子どものために～

- ①すべての子どもに良質な成育環境を保障するために
- ②すべての子どもがすこやかに成長するために

施策展開の基本的な考え方

戦略的に取り組むための考え方

- ①幼児期における質の高い学校教育・保育の提供
- ②待機児童の解消
- ③在宅での子育て支援の拡充

公立施設の将来像について

- ①地域における子ども・子育て支援強化
- ②民間施設との連携の工夫
- ③公の持つ強みに応じた役割再編
- ④要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

*「第3章 施策展開に向けて」参照

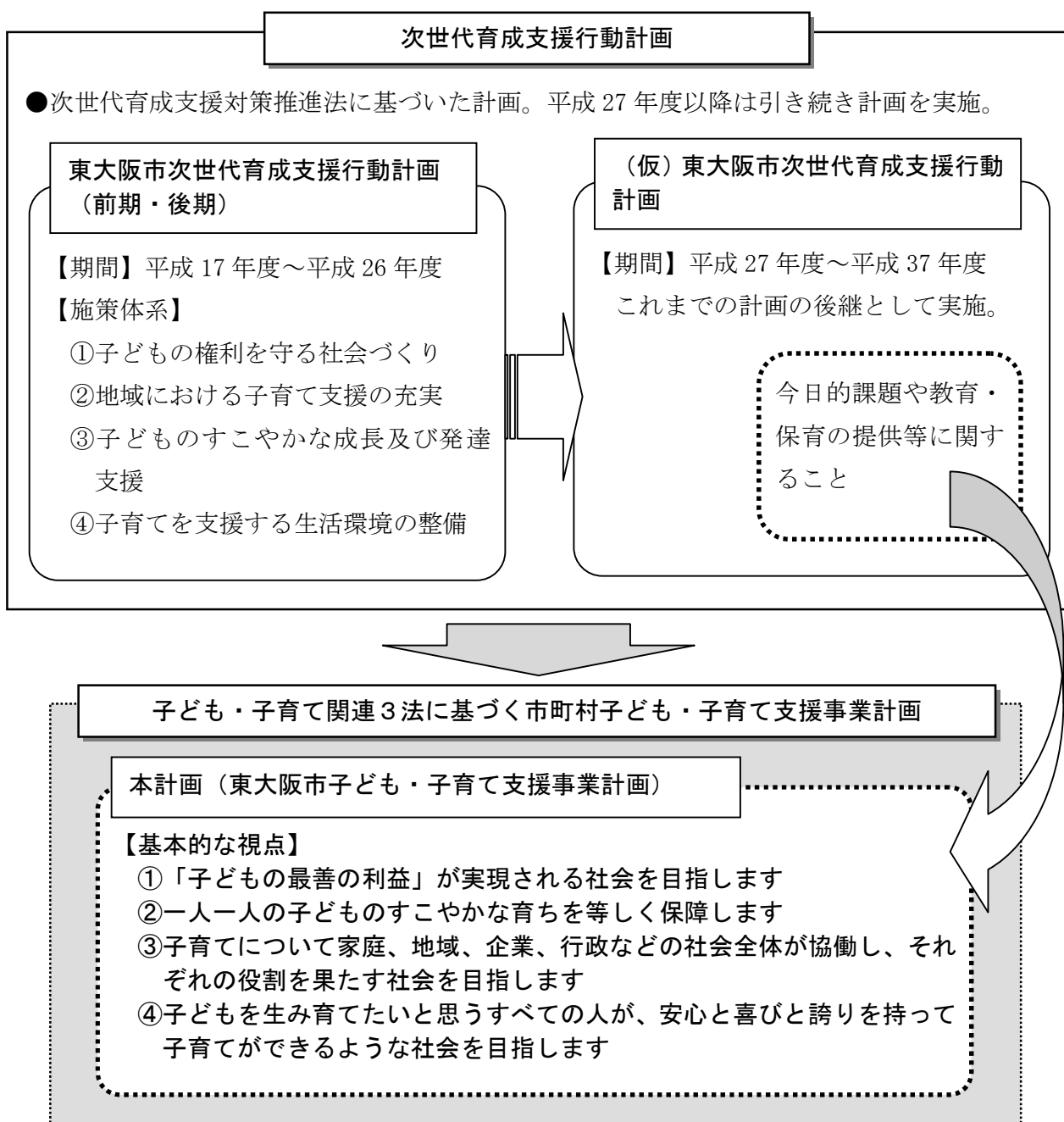
第3章 施策展開に向けて

1. 東大阪市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性

これまでは東大阪市次世代育成支援行動計画の施策の1つとして少子化への対応を進めてきました。

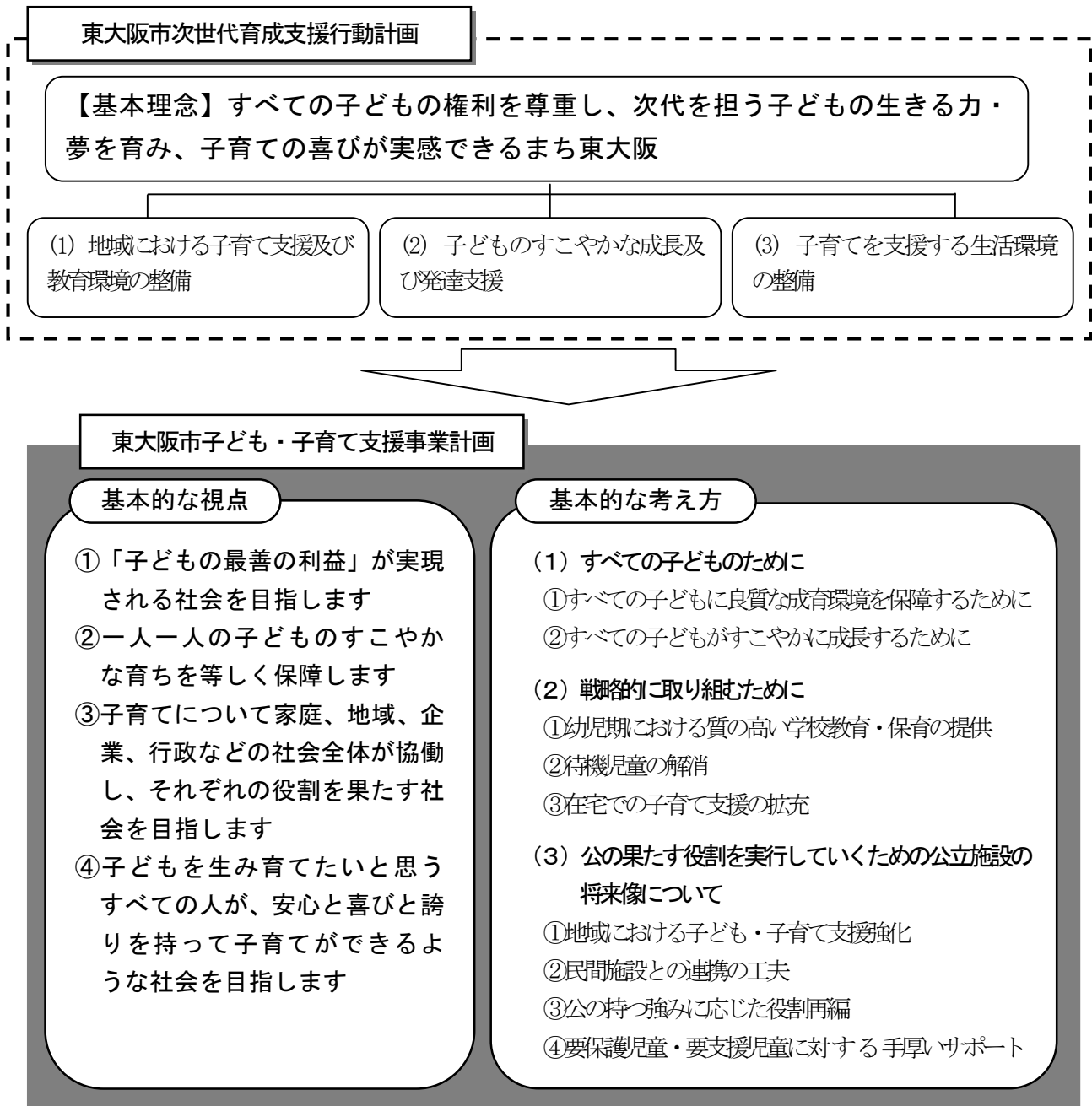
本計画ではこのような東大阪市次世代育成支援行動計画の施策体系を生かしながら、今日的な課題や教育・保育の提供等を含めた方策を定めています。

図 計画の関係性



次世代育成支援行動計画との対応について仮掲載をしています。

図 次世代育成支援行動計画の施策と本計画の関係性



2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について

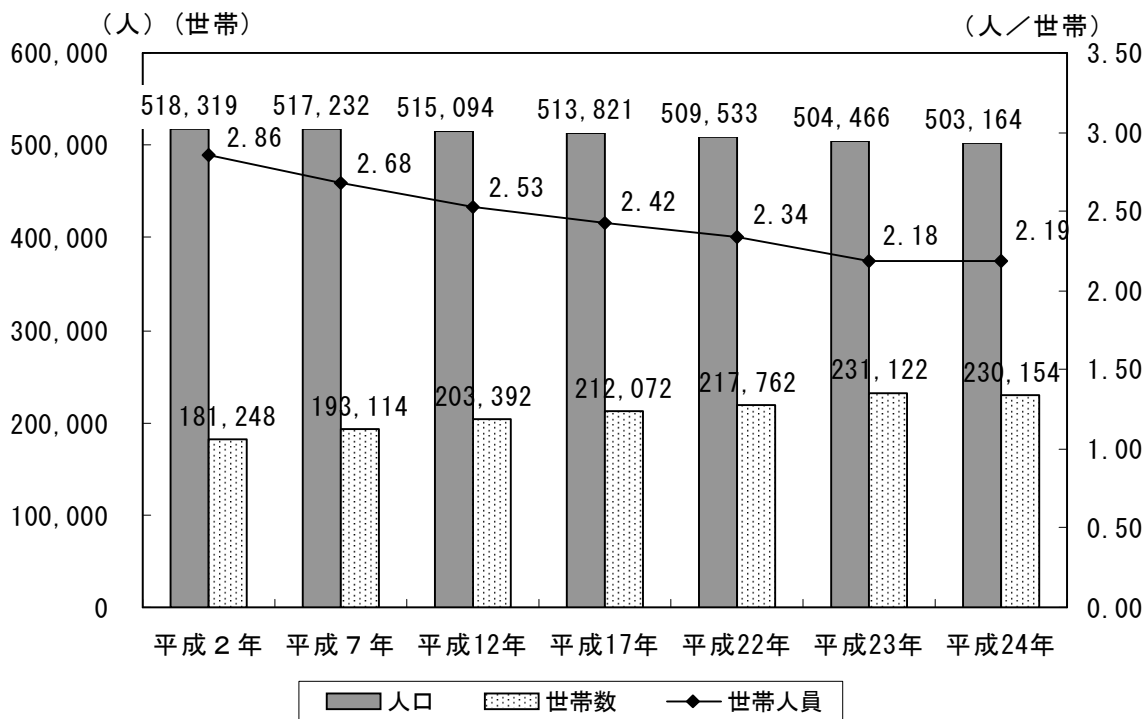
(1) 社会環境の変化（高度成長期からバブル崩壊、低成長時代を迎えて・・・）

① 人口減少・少子高齢化・核家族化

● 人口及び世帯人員数は減少傾向、世帯数は増加傾向

平成24年の住民基本台帳によると、東大阪市の人口は503,164人、世帯数は230,154世帯、1世帯当たりの人員数は2.19人となっており、平成2年と比べると人口及び世帯人員数は減少傾向、世帯数は増加傾向にあります。

図 人口及び世帯等の推移

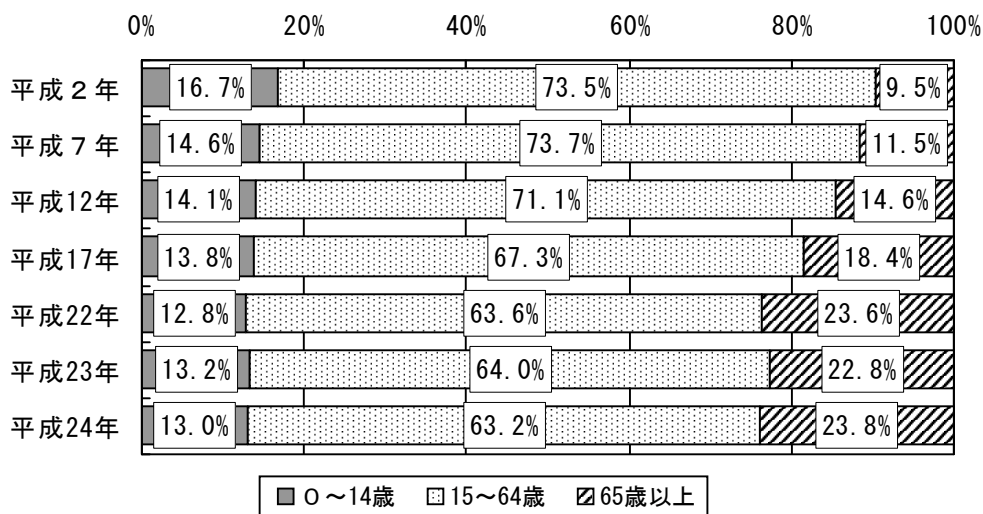


資料：国勢調査（平成2～平成22年（5年ごと））、住民基本台帳（平成23、24年は10月1日現在）

● 「0～14歳」と「15～64歳」の割合が減少し、「65歳以上」の割合は増加傾向

年齢区別の人口割合をみると、「0～14歳」の割合と「15～64歳」の割合は平成2年(16.7%、73.5%)から減少し、平成24年にはそれぞれ13.0%と63.2%となっています。一方、「65歳以上」の割合は平成2年の9.5%から増加し、平成24年には23.8%となっています。

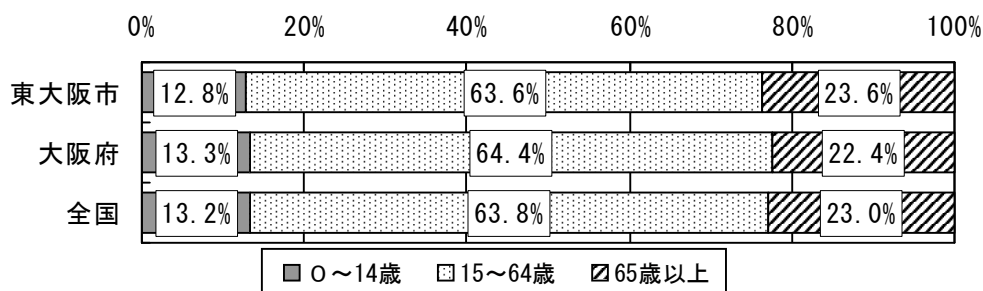
図 年齢区別の人口割合の推移



資料：国勢調査（平成2～平成22年（5年ごと））、住民基本台帳（平成23、24年は10月1日現在）

大阪府や国と比べて本市では「65歳以上」の割合が高く、「0～14歳」の割合と「15～64歳」の割合は低くなっています。

図 年齢3区別人口割合の本市・府・国の比較（平成22年）



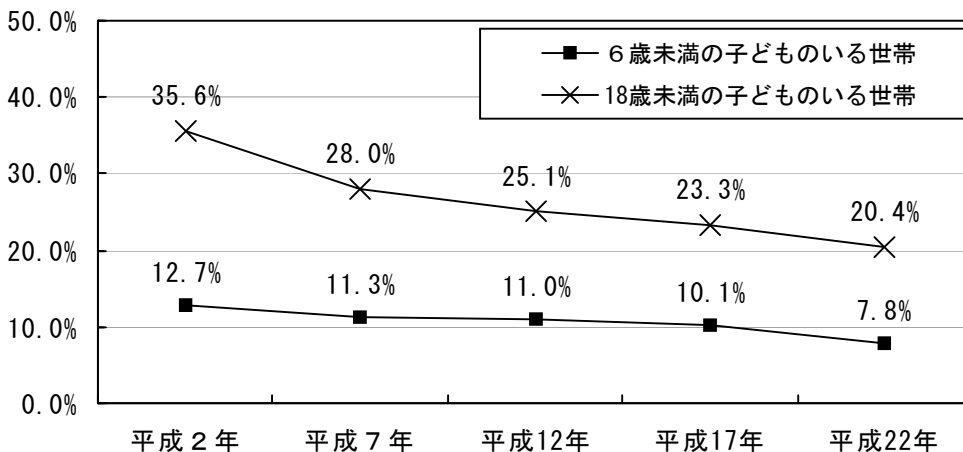
資料：国勢調査

● 子どものいる世帯は減少傾向

子どものいる世帯の状況について6歳未満の場合と18歳未満の場合とで子どものいる世帯の一般世帯に対する割合をみると、本市では平成2年(12.7%、35.6%)から平成22年(7.8%、20.4%)にかけて減少傾向にあります。

平成22年現在で子どものいる世帯を大阪府、国と比較すると、6歳未満の子どもがいる世帯の一般世帯に対する割合は大阪府が8.8%、国が9.4%、18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、大阪府が21.6%、国が23.1%となっており、いずれの場合も本市は大阪府、国より子どものいる世帯の割合が少なくなっています。

図 6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯割合の推移



資料：国勢調査

表 6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯割合の市・府・国の比較

(単位：世帯、%)

区分	東大阪市		大阪府		全国	
	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年
一般世帯総数	209,631	217,564	3,590,593	3,823,279	49,062,530	51,842,307
6歳未満の子ども のいる世帯	21,151	17,073	365,950	336,831	5,171,707	4,877,321
一般世帯に対する 割合	10.1%	7.8%	10.2%	8.8%	10.5%	9.4%
18歳未満の子ども のいる世帯	48,912	44,410	847,507	826,999	12,403,146	11,989,891
一般世帯に対する 割合	23.3%	20.4%	23.6%	21.6%	25.3%	23.1%

資料：国勢調査

● **ひとり親家庭は増加傾向**

ひとり親家庭の推移をみると、母子家庭は平成 17 年の 4,188 世帯から平成 22 年には 4,926 世帯となっています。父子家庭は平成 17 年の 450 世帯から平成 22 年には 483 世帯となっています。

表 ひとり親家庭の推移

(単位：世帯)

	平成 17 年	平成 22 年
母子家庭	4,188	4,926
父子家庭	450	483

資料：国勢調査

● **婚姻件数の減少**

婚姻件数及び離婚件数の推移をみると、婚姻件数は平成 20 年の 2,748 件から年々減少し平成 23 年には 2,550 件となっています。離婚件数は平成 20 年の 1,134 件から平成 21 年の 1,174 件までは増加していましたが、平成 22 年には減少に転じて 1,172 件となっています。

表 婚姻件数及び離婚件数の推移

(単位：件)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
婚姻件数	2,748	2,719	2,629	2,550	2,638
離婚件数	1,134	1,174	1,172	1,118	1,077

* 平成 20～平成 24 年（暦年）

資料：保健衛生年報

● **出生数の減少**

出生数の推移をみると、出生数は平成 20 年の 4,010 件から年々減少し平成 23 年には 3,814 件となっています。

表 出生数の推移

(単位：人)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
出生数	4,010	3,985	3,853	3,814	3,748

* 平成 20～平成 24 年（暦年）

資料：保健衛生年報

● 合計特殊出生率の増加

女性の15歳から49歳までの年齢別出生率を合計した合計特殊出生率から出生の推移をみると、本市では全国、大阪府よりも割合は低いものの、類似した微増の傾向で推移しています。本市では平成20年の1.21から年々ほぼ増加して平成24年には1.27となっています。微増傾向ではあるものの、かつてに比べると依然として少子化傾向が続いているといえます。

表 合計特殊出生率の推移（市・府・国比較）

（単位：％）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
東大阪市	1.21	1.24	1.24	1.26	1.27
大阪府	1.28	1.28	1.33	1.30	1.31
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

* 平成20～平成24年（暦年）

資料：保健衛生年報

② 就労について

● 不況にともなう母親の就労等

複雑な社会経済情勢の下で不安定な雇用条件で働く人の中に子育てに関する出費に悩む市民が多く存在しています。そのような様子について、母親の就労状況別に悩みの有無をみると、子育てにかかる出費がかさむことに悩んでいる人は「パート・アルバイト等で就労している」が47.9%で最も多く、次いで無回答を除いて「就労していない」(38.4%)となっています。

このように、経済的な理由から求職活動をせざるを得ない母親がいる状況も見受けられます。

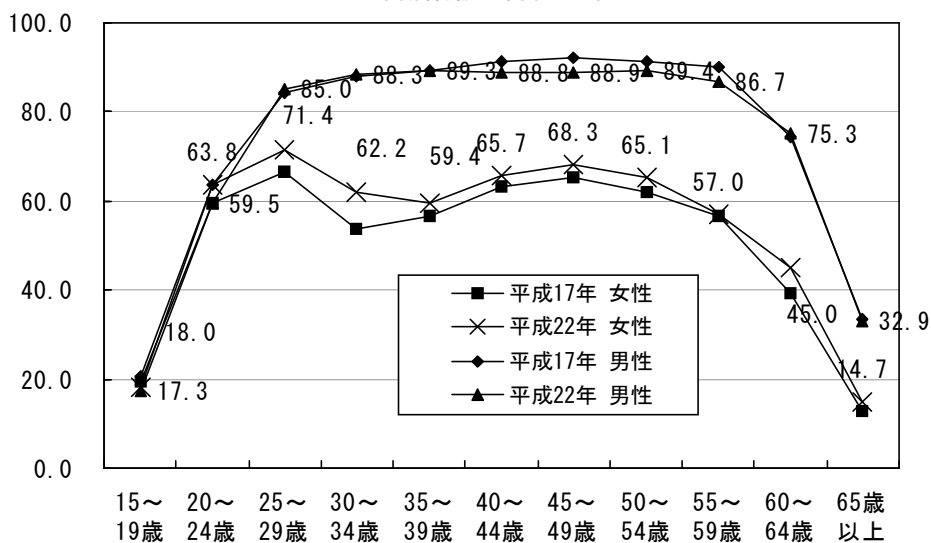
表 母親の就労状況別 子育てにかかる出費に関する悩みの有無

	子育てにかかる出費がかさむことに悩んでいる人	子育てにかかる出費がかさむことには悩んでいない人	無回答	合計
フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中含む）	207 29.9%	472 68.1%	14 2.0%	693 100.0%
パート・アルバイト等で就労している（産休・育休・介護休業中含む）	340 47.9%	359 50.6%	11 1.5%	710 100.0%
現在、求職中である	53 37.9%	83 59.3%	4 2.9%	140 100.0%
就労していない	579 38.4%	883 58.6%	44 2.9%	1,506 100.0%
無回答	38 42.7%	44 49.4%	7 7.9%	89 100.0%
合計	1,217 38.8%	1,841 58.7%	80 2.5%	3,138 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

● 女性の労働力率が上昇し、底の浅い緩やかなM字型。男性の労働力率は40～59歳で低下
 平成17年と平成22年の年齢階級別労働力率（労働力人口／階級別総人口）をみると、男性では40～59歳で減少傾向となっています。不安定な景況感が続いている昨今の現状から中高年の男性に対する就労の厳しさがうかがえます。一方、女性の年齢階層別労働力率は30～39歳で一旦底になる、いわゆるM字型のカーブを描いています。このカーブをみると一番の底（女性の労働力率が最も低いのは）は平成17年では30～34歳であるのに対して平成22年では35～39歳と年齢層が上がっています。また平成17年に対して平成22年は底が浅くなっており、子育て世代と見られる女性の労働力率は上昇傾向にあることがうかがえます。

図 年齢階級別労働力率



* 数値は平成22年

資料：国勢調査

③ 地域における育児力の低下

● 現在の子育ての不安 ～不安を感じる人が5割近く～

平成20年度と平成25年度のアンケート調査の結果から現在の子育ての不安を比較してみると、就学前児童の家庭では不安を感じる人（「非常に不安を感じる」と「何となく不安を感じる」の合計）は47.0%で前回調査（平成20年度）（48.1%）を1.1ポイント下回っています。小学生の家庭では不安を感じる人は48.9%で前回調査（平成20年度）（45.4%）を3.5ポイント上回っています。

表 現在の子育ての不安（前回調査との比較）

	就学前児童		小学生	
	平成20年度 (N=1,188)	平成25年度 (N=3,148)	平成20年度 (N=1,117)	平成25年度 (N=1,561)
非常に不安を感じる	9.7%	8.4%	7.3%	11.7%
何となく不安を感じる	38.4%	38.6%	38.1%	37.2%
あまり不安など感じない	37.4%	39.3%	40.6%	34.8%
全く感じない	8.8%	7.7%	7.9%	8.3%
なんともいえない（わからない）	3.3%	4.8%	4.9%	4.3%
無回答	2.5%	1.3%	1.1%	3.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

● 子育てが地域に支えられていると感じている人が減少

平成20年度と平成25年度のアンケート調査の結果から子育てが地域に支えられているかを見ると、「感じない」では54.6%で前回調査（平成20年度）（52.9%）を1.7ポイント上回っています。一方、「感じる」では42.4%で前回調査（平成20年度）（44.1%）を1.7ポイント下回っています。

表 子育てが地域に支えられているか（前回調査との比較）

	就学前児童	
	平成20年度 (N=1,188)	平成25年度 (N=3,148)
感じる	44.1%	42.4%
感じない	52.9%	54.6%
無回答	3.0%	3.0%
合計	100.0%	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

(2) 幼稚園・保育所（園）の現状

子育て家庭のニーズに関してアンケート調査の結果から平日の定期的な保育・教育事業の利用希望をみると、就学前の児童では幼稚園が56.3%、認可保育所が40.2%というように、幼稚園を希望する人が多い一方で認可保育所だけでも全体の4割のニーズがあるなど、保育所関連を希望する人も依然として多い状況にあります。

しかし、このように幼稚園、保育所（園）それぞれの希望がある状況にも関わらず、保育所（園）では待機児童が発生しています。一方で幼稚園の定員充足率は平成24年現在、公立では51.4%、私立では73.3%となっています。また各々の施設では老朽化や耐震化の必要性などの課題を抱えている場合もあります。

表 調査対象の子どもの年齢（平成25年4月1日時点）別
平日の定期的な保育・教育事業の利用希望（複数回答）

	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	認定こども園	認可外の保育施設	ベビーシッター	ファミリー・サポート・センター	その他	利用希望はない	有効回答数
0歳児（平成25年度生まれ）	4 40.0%	1 10.0%	5 50.0%	1 10.0%	0 0.0%	2 20.0%	0 0.0%	2 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 100.0%
0歳児（平成24年度生まれ）	301 56.6%	146 27.4%	302 56.8%	73 13.7%	11 2.1%	33 6.2%	34 6.4%	88 16.5%	23 4.3%	4 0.8%	19 3.6%	6 1.1%	15 2.8%	532 100.0%
1歳児	267 53.5%	131 26.3%	251 50.3%	46 9.2%	10 2.0%	21 4.2%	20 4.0%	56 11.2%	9 1.8%	6 1.2%	18 3.6%	7 1.4%	24 4.8%	499 100.0%
2歳児	300 57.1%	133 25.3%	202 38.5%	34 6.5%	12 2.3%	15 2.9%	11 2.1%	45 8.6%	8 1.5%	1 0.2%	23 4.4%	5 1.0%	23 4.4%	525 100.0%
3歳児	305 57.2%	167 31.3%	196 36.8%	26 4.9%	11 2.1%	21 3.9%	14 2.6%	41 7.7%	4 0.8%	8 1.5%	23 4.3%	3 0.6%	36 6.8%	533 100.0%
4歳児	304 59.6%	168 32.9%	150 29.4%	24 4.7%	8 1.6%	17 3.3%	11 2.2%	33 6.5%	2 0.4%	8 1.6%	20 3.9%	4 0.8%	27 5.3%	510 100.0%
5歳児	281 53.9%	169 32.4%	152 29.2%	25 4.8%	8 1.5%	15 2.9%	13 2.5%	32 6.1%	5 1.0%	10 1.9%	23 4.4%	3 0.6%	44 8.4%	521 100.0%
無回答	10 55.6%	4 22.2%	6 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 16.7%	18 100.0%
合計	1,772 56.3%	919 29.2%	1,264 40.2%	229 7.3%	60 1.9%	124 3.9%	103 3.3%	299 9.5%	51 1.6%	37 1.2%	126 4.0%	28 0.9%	172 5.5%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査（平成25年度）

表 幼稚園の定員充足率の推移

（単位：％）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
公立	59.8%	56.8%	53.2%	51.8%	51.4%
私立	73.8%	72.8%	72.1%	72.9%	73.3%
全体	69.3%	67.6%	65.8%	65.8%	65.9%

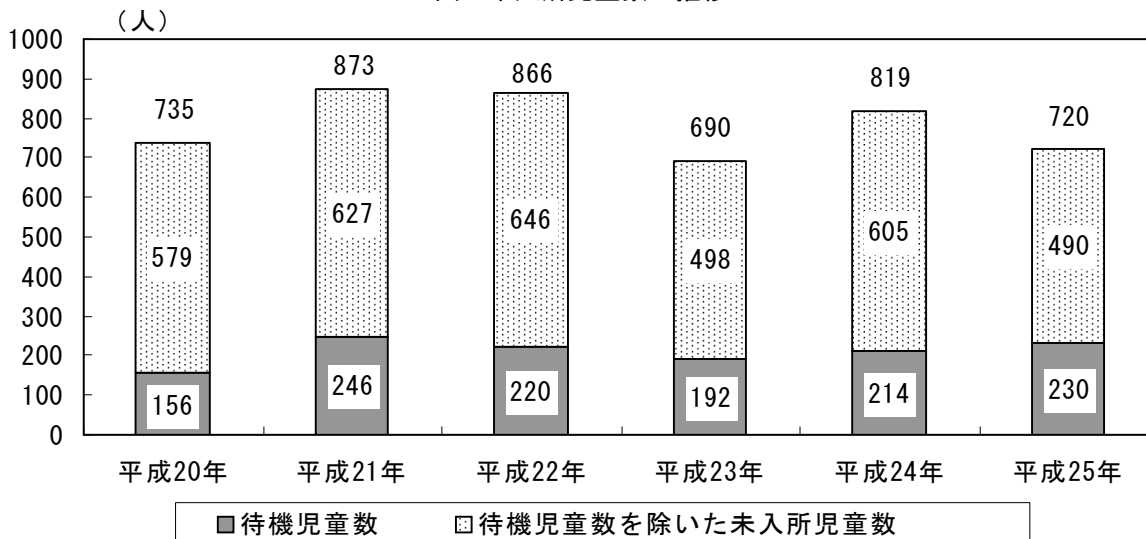
* 平成20～平成24（各年）5月1日現在

* 定員充足率とは利用者数の定員数に対する比率

●待機児童について

これまで東大阪市次世代育成支援行動計画を通じて待機児童の解消に努めてきたことから、平成21年（246人）から平成23年（192人）にかけては待機児童数が減少傾向にありました。そして、その後は景況感の悪化など社会経済情勢の変化を受けて、就労を希望する保護者が増加したことなどにより、平成24年には待機児童数が再び増加に転じて214人となりました。また、待機児童の年齢別ではほとんどが0～2歳児という実態があります。

図 未入所児童数の推移



* 平成20～平成25（各年）4月1日現在

表 年齢別待機児童数の推移

(単位：人)

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成20年	15	44	33	47	14	3	156
平成21年	20	112	61	22	27	4	246
平成22年	37	51	88	39	2	3	220
平成23年	22	84	31	40	11	4	192
平成24年	55	63	59	22	13	2	214
平成25年	61	91	45	26	4	3	230

* 平成20～平成25（各年）4月1日現在

待機児童の数は、国が定義する待機児童の解釈の違いにより、各市町村において育児休業中や主に自宅で求職活動をされている方の数を除いてカウントするなどバラつきがあります。

平成25年度の待機児童230名から、育児休業中・求職活動中（138名）を除くと、92名となりますが、市ではこれらの数も含めて算定しています。

また、保育に欠ける事由の中で就労時間について、多くの市町村においては、就労時間の下限を設け、その時間以外については保育に欠けていないという判断をしていますが、市では、就労時間に下限を設定せず、多くの保育ニーズに対応しているため、待機児童数が多い一因であると考えられます。

幼稚園の預かり保育の推移を追加しました。

●延長保育や預かり保育について

幼稚園では預かり保育や私立幼稚園での3年保育を実施し、また保育所（園）ではほとんどの園で延長保育を実施するなどして、通常以外の保育についてニーズの多様化に対応してきました。

延長保育（夜間保育含む）実施箇所数をみると、平成20年の57箇所から年々増加し平成24年には60箇所となっています。

表 延長保育（夜間保育含む）実施箇所数及び延べ利用者数の推移

（単位：人、施設数）

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
延利用者数	60,687	55,190	61,327	62,288	60,110
実施箇所	57	57	58	60	60

* 平成 20～平成 24（各年）4月1日現在

表 幼稚園の預かり保育の推移

（単位：人、施設数）

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
延利用者数	114,268	107,450	121,662	116,321	135,187
実施箇所	38	39	40	41	41

* 平成 20～平成 24（各年）5月1日現在

延長保育	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、11 時間を超える保育を行うもの
夜間保育	保護者が仕事などで、特に夜間（概ね午後 10 時まで）、家庭で保育することができない乳幼児を保育する事業

(3) 在宅での子育て支援について

0歳から2歳児の内、在宅で子育てをしている人が75.2%（11,502人中8,648人）となっています。

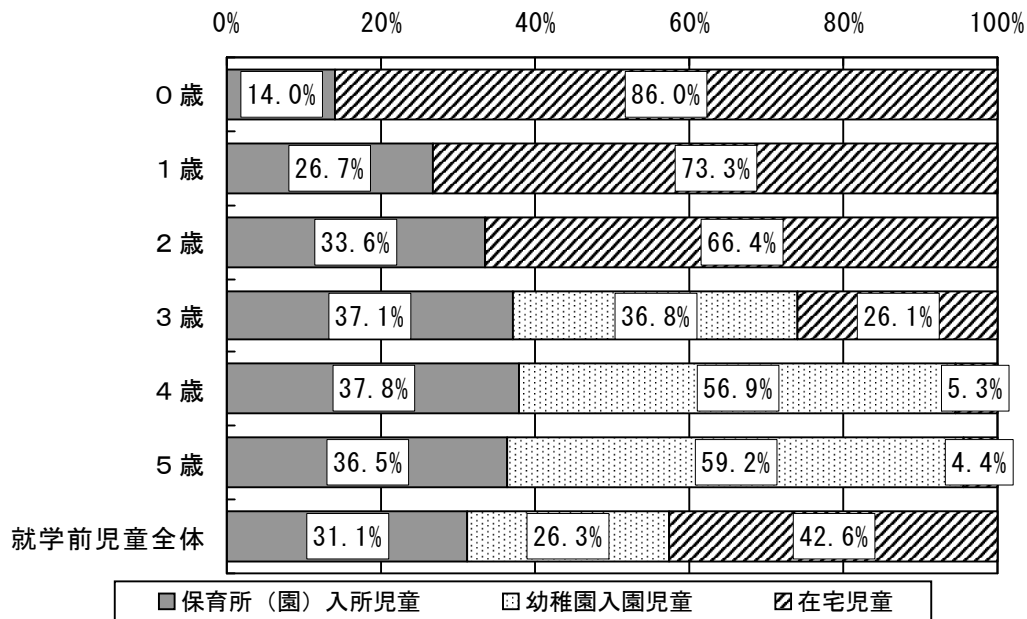
表 在宅児童数の現状

(単位：人)

	就学前児童数 (A)	保育所(園) 入所数(B)	幼稚園入園数 (C)	合計 (B+C)	在宅児童数 (A-(B+C))
0歳	3,792	530	—	530	3,262
1歳	3,848	1,026	—	1,026	2,822
2歳	3,862	1,298	—	1,298	2,564
3歳	3,983	1,479	1,466	2,945	1,038
4歳	3,987	1,507	2,267	3,774	213
5歳	4,222	1,539	2,499	4,038	184
合計	23,694	7,379	6,232	13,611	10,083

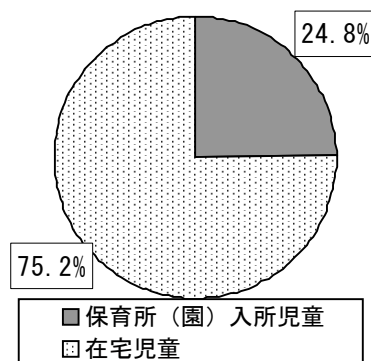
* 平成24年度

図 在宅児童数の現状



* 平成24年度

図 2歳以下の就学前児童の現状 (平成24年度)



このような在宅での子育てについて、地域の中で支える取り組みとしては、子育て中の親子が集える場所（つどいの広場、幼稚園・保育所（園）の園庭開放等）の充実や地域子育て支援センターの開設、こんにちは赤ちゃん事業の実施、子育て相談の実施に努めてきました。そして、公立や私立に関わらず、幼稚園と保育所（園）において数多くの子育て支援の取り組みが行われています。

市が果たす役割としても、公立の保育所・幼稚園の直接的な運営だけではなく、地域の子育て支援へと拡大を続けてきました。子育て支援の拠点施設である子育て支援センターは平成25年度現在で5箇所設置しています。地域全体で子育てを支援する基盤作りのため、子育て支援センターや公立保育所・民間保育園が中心になり、親子が気軽に集い交流できる場や園庭開放・出前保育・子育てサークル支援や子育て・育児・発達上の不安や悩み等に対して、相談や助言を行うなど、地域の子育て家庭に対する子育て支援を行ってきました。また、子育て中の親子がより、気軽に身近な地域で集える場所としてつどいの広場を平成25年度現在で16箇所開設し、拡充を図っています。加えて、子育て支援センター及び公立保育所を地域の子育て支援の拠点として位置づけ、地域毎に、地域団体や子育て支援にかかわる機関とのネットワークづくりにも積極的に取り組み、地域で子育て親子を支える土台づくりをすすめてきています。

公立幼稚園においても預かり保育、園庭開放等、地域、家庭との連携のもと、地域の幼稚園教育のセンター的な役割をも担ってきました。また民間幼稚園においては3年保育の受け入れやキンダーカウンセラーなどの育児相談などにも積極的に取り組んでいます。

地域主体の取り組みとしては、小地域ネットワーク事業など、地域福祉分野での見守り活動なども取り組まれており、各地域の校区福祉委員会を中心におこなわれている子育てサロンには、子育て支援センターからスタッフが出向き、ともに地域の子育て支援をすすめています。

しかしながら、アンケート調査の結果から就学前児童の家庭で保育所（園）・幼稚園を利用していない人の内で現在の子育ての不安をみると、不安を感じる人（「非常に不安を感じる」と「何となく不安を感じる」の合計）は45.0%で5割近くとなっています。

表 平日の定期的な保育・教育事業の利用の有無別 現在の子育ての不安

	非常に不安を感じる	何となく不安を感じる	あまり不安など感じない	全く感じない	なんともいえない（わからない）	無回答	合計
利用している	173 8.5%	805 39.6%	797 39.2%	144 7.1%	87 4.3%	29 1.4%	2,035 100.0%
利用していない	90 8.1%	409 36.9%	437 39.4%	98 8.8%	64 5.8%	11 1.0%	1,109 100.0%
無回答	0 0.0%	1 25.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	4 100.0%
合計	263 8.4%	1,215 38.6%	1,236 39.3%	242 7.7%	151 4.8%	41 1.3%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 現在の子育ての不安（前回調査との比較）

	就学前児童		小学生	
	平成20年度 (N=1,188)	平成25年度 (N=3,148)	平成20年度 (N=1,117)	平成25年度 (N=1,561)
非常に不安を感じる	9.7%	8.4%	7.3%	11.7%
何となく不安を感じる	38.4%	38.6%	38.1%	37.2%
あまり不安など感じない	37.4%	39.3%	40.6%	34.8%
全く感じない	8.8%	7.7%	7.9%	8.3%
なんともいえない（わからない）	3.3%	4.8%	4.9%	4.3%
無回答	2.5%	1.3%	1.1%	3.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

また家族類型（両親の就労状況の組み合わせ）別で地域に支えられていると感じない人をみると、就学前児童の家庭では「無業×無業」が63.6%で最も多く、次いで「ひとり親」（58.6%）、「フルタイム×フルタイム」（57.1%）、「専業主婦（夫）」（54.3%）となっており、小学生の家庭では「ひとり親」が55.4%で最も多く、次いで無回答を除いて「専業主婦（夫）」（47.7%）などとなっています。このように「専業主婦（夫）」においても地域に支えられていないと不安を感じる人が多い状況が見受けられます。

表 家族類型別 子育てが地域に支えられているか（就学前児童）

	感じる	感じない	無回答	合計
ひとり親	86 36.0%	140 58.6%	13 5.4%	239 100.0%
フルタイム×フルタイム	248 41.7%	340 57.1%	7 1.2%	595 100.0%
フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	173 44.1%	209 53.3%	10 2.6%	392 100.0%
フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	90 47.6%	97 51.3%	2 1.1%	189 100.0%
専業主婦(夫)	656 42.4%	839 54.3%	51 3.3%	1,546 100.0%
パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	9 47.4%	9 47.4%	1 5.3%	19 100.0%
パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
無業×無業	8 36.4%	14 63.6%	0 0.0%	22 100.0%
無回答	64 44.1%	71 49.0%	10 6.9%	145 100.0%
合計	1,335 42.4%	1,719 54.6%	94 3.0%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 家族類型別 子育てが地域に支えられているか（小学生）

	感じる	感じない	無回答	合計
ひとり親	80 43.0%	103 55.4%	3 1.6%	186 100.0%
フルタイム×フルタイム	115 54.2%	94 44.3%	3 1.4%	212 100.0%
フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	269 50.2%	246 45.9%	21 3.9%	536 100.0%
フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	46 63.9%	23 31.9%	3 4.2%	72 100.0%
専業主婦(夫)	237 49.8%	227 47.7%	12 2.5%	476 100.0%
パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	4 50.0%	3 37.5%	1 12.5%	8 100.0%
パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0 ---	0 ---	0 ---	0 ---
無業×無業	5 50.0%	4 40.0%	1 10.0%	10 100.0%
無回答	26 42.6%	30 49.2%	5 8.2%	61 100.0%
合計	782 50.1%	730 46.8%	49 3.1%	1,561 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

また、地域子育て支援拠点事業等の利用状況では0歳児から2歳児の内、利用していない人が6割前後もいるといった状況があります。利用者が少ない要因としては必要なタイミングで適切な情報が提供されていないことや近隣に拠点となるような施設が少ないことが課題と考えられます。

表 年齢別地域子育て支援拠点事業等の利用状況（複数回答）

	地域子育て支援拠点事業 (親子が集まって 過ごしたり、相談 をする場)	その他当該自治体 で実施している類 似の事業 (園庭開放、親子 教室等)	利用して いない	有効回答 数
0歳児(平成25 年度生まれ)	1 10.0%	1 10.0%	7 70.0%	10 100.0%
0歳児(平成24 年度生まれ)	181 34.0%	78 14.7%	311 58.5%	532 100.0%
1歳児	155 31.1%	106 21.2%	310 62.1%	499 100.0%
2歳児	115 21.9%	92 17.5%	343 65.3%	525 100.0%
3歳児	54 10.1%	37 6.9%	446 83.7%	533 100.0%
4歳児	16 3.1%	14 2.7%	447 87.6%	510 100.0%
5歳児	16 3.1%	18 3.5%	450 86.4%	521 100.0%
無回答	3 16.7%	0 0.0%	14 77.8%	18 100.0%
合計	541 17.2%	346 11.0%	2,328 74.0%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

このような在宅で子育てをしている家庭の子育て不安の解消に向けて、地域子育て支援センター等を利用したいと思ってもらえるような情報提供の工夫や、親子で交流できる居場所づくりの充実、相談支援の強化、家庭訪問など積極的な働きかけなどが必要となっています。また公的な支援だけではなく地域主体の取り組みの充実もさらに重要となっています。

(4) 一時預かりについて

保育所（園）の一時預かりサービスの利用状況をみると、利用者数は平成21年度から平成22年度にかけて一旦増加していましたが、平成22年度の22,430人から減少に転じて平成24年度には18,532人となっています。

アンケート調査の結果から私用等によって不定期に利用できる事業の状況をみると、就学前児童の家庭の内、一時預かり事業を利用したい人は41.7%で実際に利用している人（4.1%）を37.6ポイント上回っています。このようにニーズの希望はあるものの実際の利用者数はニーズより少ない状況が認められます。

一時預かりの利用しにくさとしては、質の担保や体制確保を図るために、当事者の事前の申し込みが必要となっており、緊急時には利用が困難であるという課題が考えられます。また料金が発生することにより利用を控えたり、切迫した理由以外ではなるべく親族・友人に預けたりする状況が見受けられます。

表 保育所（園）の一時預かりサービスの実施箇所数

(単位：箇所)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
33	34	35	37	35

図 保育所（園）の一時預かりサービスの利用者数

(件)

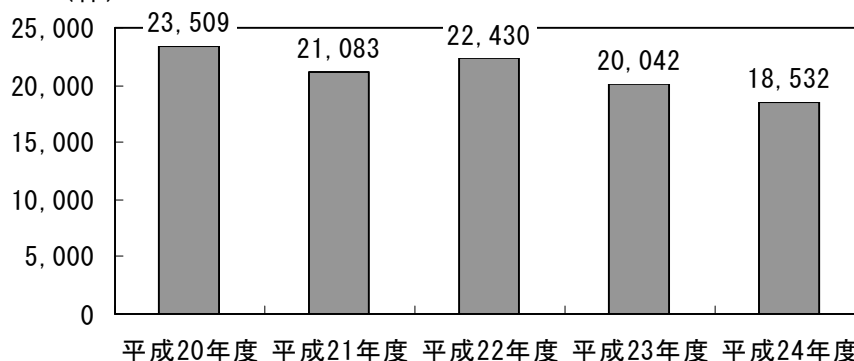


表 私用等で不定期に利用している事業

(複数回答) (就学前児童)

	回答数	構成比
一時預かり（保育所などで一時的に子どもを預かる事業）	130	4.1%
幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）	343	10.9%
ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）	12	0.4%
ベビーシッター	6	0.2%
その他	33	1.0%
利用していない	2,570	81.6%
有効回答数	3,148	100.0%

表 私用等による不定期の一時預かり

事業の利用意向 (就学前児童)

	回答数	構成比
利用したい	1,314	41.7%
利用する必要はない	1,524	48.4%
無回答	310	9.8%
合計	3,148	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

一時預かり	在宅で保育を行っている就学前児童で、保護者の傷病・入院・看護等の事由により、緊急・一時的に児童を保育所（園）で受け入れる事業
-------	--

(5) 要保護・発達に支援が必要な児童について

① 児童虐待防止について

市が対応した児童虐待相談件数は、平成21年度の638件から年々増加し平成25年度には975件となっています。また、アンケート調査の結果から自分の子どもを虐待しているのではないかという自覚をみると、虐待しているのではないかと思う人（「思う」と「ときどき思う」の合計）は、就学前児童のいる家庭では20.0%、小学生のいる家庭では17.5%でそれぞれ前回調査（平成20年度）（16.7%、14.0%）を上回っています。このように虐待に関する相談件数の増加や虐待を認知する人が増加している傾向にあります。

虐待の発生の予防では、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係者、民生委員・児童委員との連携などにより、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握することが重要です。本市では、乳幼児健康診査等で把握できなかった児童に対し、「こんにちは赤ちゃん事業」「児童虐待発生予防システム構築事業」などアウトリーチ型事業を充実させることによって、早期に状況を把握し、養育支援訪問事業や子育て支援センター等の利用につなげるよう支援しています。また育児上の困難を抱える家庭を対象に養育支援訪問事業等を展開しています。

また、虐待を防止、発見、対応していくためには、保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制が必要であり、本市では東大阪市要保護児童対策地域協議会を設置し、各機関が役割分担のもとで、定期的な連絡会議等において、家庭、児童に関する情報を共有しています。それとともに、福祉、保健、教育の各機関において虐待の早期発見・早期支援に努めています。

このように本市では各機関の連携によって、早期発見体制の充実と適切な支援につなげるためのネットワークづくりに努めてきましたが、虐待相談件数の増加に見られるように虐待への不安を抱える家庭が増加傾向にある中で、子育てに困難を抱える家庭の早期発見・早期支援と必要な支援へとつなげるための体制の拡充等が課題となっています。

本市が対応した児童虐待の相談実件数の推移

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談実件数	638	751	811	894	975

* 平成21～平成25（各年度）

* 対象児童：0歳～18歳

② 障害児支援について

他市と比べて早くから乳幼児の健診体制を整備してきたこと、また受診率も高いことから、乳幼児健診などを契機とする場合や、各種機関への相談による場合、保育所（園）・学校等の日常生活の場での気づきから障害がわかる場合などがあります。このような気づき、あるいは「気になる」時点での早期対応を行い、障害の早期発見に努めてきました。

そして、支援を必要とする子どもたちへの早期療育に向けては、成長段階に応じて途切れなく支援を行っていくために、1歳6か月児健診後、関係機関の連携のもとで、親子通所によるすこやか教室や、こぼと園などの児童発達支援事業、児童発達支援センターなどで早期療育を推進しています。その他、民間の障害児通所支援事業所による児童発達支援・放課後等デイサービス事業を展開しています。早期療育の中心的な基盤としては療育センターがあり、通園する園児とその家族を支えるだけでなく、地域で教育や保育に携わる人たちを支援するシステムをつくっています。

また、保育所（園）では保育所体験特別事業、発達に支援が必要な児童の入所などを実施しています。保育所での障害児保育の利用児童は、平成21年4月の370人から平成25年4月には442人まで増加しています。子育て支援センターでは育児支援事業なども展開しています。

幼稚園においても、発達に支援が必要な園児が円滑に幼稚園生活を送ることができるよう教育委員会との連携の中で専門的知識を持った者による肢体不自由の子どものための巡回指導や発達障害のある子どもに対する巡回相談、教育センターによる相談員派遣業務、人的な支援となる学校園サポート事業などを行っています。また、特別支援教育の効果的な推進に向け教職員の研修を定期的実施しています。

平成20年度には東大阪市こどもの発達支援ネットワーク協議会を設置し、福祉・保健・教育の各機関が有する情報の共有、機関連携の強化に努めてきました。

表 療育センターの利用状況

(単位：件)

年度	通園教育		外来診療		たんぽぽ・児童発達支援事業
	第1はばたき	第2はばたき	診療件数	うち歯科	
平成20年度	814	493	12,360	1,322	131
平成21年度	875	463	12,808	1,299	122
平成22年度	924	444	13,517	1,363	120
平成23年度	719	417	11,869	1,357	113
平成24年度	720	313	11,048	1,251	91

* 平成20～平成24（各年度）

表 障害児保育の利用者数の推移

(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
市立	110	129	127	125	127
私立	260	285	306	325	315
合計	370	414	433	450	442

* 平成21～平成25（各年）4月1日現在

児童発達支援サービスの利用状況を把握しました。

表 児童発達支援サービス等の利用状況

(単位：年間の平均利用人数 (人))

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
児童発達支援	170	209	203
医療型児童発達支援	27	31	29
放課後等デイサービス	241	355	455
合計	438	595	687

* 平成 26 年は 11 月末現在

障害児の地域での生活支援では、きめ細かな相談体制や先に述べたような福祉サービスが必要であり、引き続き保健・福祉・医療・教育の各機関の連続的、密接な連携が必要となります。加えて、早期発見・療育・生活支援の分野での一貫した支援体制を充実してきた流れの中で、現状ではサービスの総量不足や拠点となる療育センターの老朽化・狭隘化などが課題になっており、障害児の発達段階に応じた適切な支援を行うためのさらなる体制づくりと施設整備をより一層推進する必要があります。

(6) 幼・保・小・中の連携や公私の連携について

保育・教育の研究促進と連携に関して、地域の子育て支援のネットワークを構築するために子育て支援地域連携会議を開催したり、幼児教育のあり方研究事業や幼稚園教育研究会の中で合同研修会・相互の保育・授業参観や共通カリキュラム等の検討を実施したり、学びのトライアル事業での取り組みなどを通して園児・児童・生徒及び教職員間の交流や継続性のある学校園教育活動の実施による中学校区の幼小中の連携を図ったりすることによって、保育所や幼稚園の保育・教育の内容を充実してきました。

子育て支援センター・公立保育所における子育て支援地域連携会議等での取り組みによって地域内の私立保育園・幼稚園や認可外保育施設等とも情報を交換して相互の連絡調整を図り、また地域の子どもや親の状況の共有化を進めてきました。さらに幼稚園においては中学校区の幼小中の連携を強めるため公立幼稚園が中心となって園児・児童・生徒及び教職員間の交流を進め、中学校区内一体で、子どもの成長を見守り、継続性のある学校園教育活動を進めています。

民間の取り組みに注目すると、待機児童対策として民間保育園の増設や私立幼稚園での3年保育の実施、また公と同様に要支援児童への対策や在宅支援、障害児支援などが各施設での不断の努力によって展開されてきました。また民間幼稚園では各園の取り組みによって地域連携を模索しています。

このように、各機関が手を携えながら学校園の個別の努力や福祉や教育、保健といった縦割りの構造に頼りながら就学前児童の保育・教育の連携を推進してきました。そして現状では地域全体での保育・教育の交流と連携が徐々に加速化している段階にはあるものの、公立施設でのこれまでの取り組みや地域の小・中学校との交流など、個別に蓄積してきた連携方策をいかに東大阪市全体として活用していくのが課題となっています。

今後はさらに公立や私立という枠に捉われることなく、これまで培ったノウハウを生かし、保育・教育の研究の促進と機関連携に努める必要があります。その際には何らかの旗振り役が必要になると考えられることから、公がコーディネートをすることで、公立施設と民間施設で連携を図り、市民が必要とするサービスを効率的に提供できるように努めます。

(7) 留守家庭児童育成クラブについて

留守家庭児童育成クラブは、小学校低学年（1年生から3年生）を対象とし、保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭児童をあずかり、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、留守家庭児童の健全な育成を図ることを目的としています。本事業は、昭和41年度に青少年の健全育成事業の一環として、いわゆる「カギッ子」対策として始まりました。そして昭和61年には東大阪市留守家庭児童対策問題審議会の「近隣地域社会機能の強化と積極的啓発活動が必要」等の答申を受けて、平成元年度より、学校と地域の協力のもとで自主的に運営する「運営委員会方式」での事業を開始しました。以来、事業者と学校関係者との連携を図り、迅速な情報交換・情報共有、学校諸施設の活用などによって事業が円滑に進められるよう努めてきました。このように、小学校敷地内に留守家庭児童育成クラブを設置して、児童の健全育成の充実を図ってきました。

留守家庭児童育成クラブのニーズに関しては、現在利用している人で高学年まで利用したい人は58.0%あり、また低学年で現在利用していない人の内、利用希望のある人は25.0%、現在、高学年で希望している人は全体の13.4%となっています。アンケート結果に見られるよう、高学年の利用ニーズも高く、また、一部待機児童も出ているなか、年次的な施設整備が課題となっています。

表 留守家庭児童育成クラブを利用している人の学年の希望（小学校低学年）

	回答数	構成比
低学年（1～3年生）の間は利用したい	76	39.4%
高学年まで利用したい	112	58.0%
無回答	5	2.6%
合計	193	100.0%

表 放課後の過ごし方の希望（複数回答）（小学校高学年）

	回答数	構成比
自宅で家族と過ごす	479	67.7%
自宅で留守番をする	176	24.9%
祖父母宅や友人・知人宅	164	23.2%
習い事（ピアノ教室、スイミング、学習塾など）	508	71.8%
留守家庭児童育成クラブ（放課後児童クラブ）	95	13.4%
ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）	17	2.4%
その他	43	6.1%
有効回答数	708	100.0%

表 現在、利用していない人の留守家庭児童育成クラブの利用希望（小学校低学年）

	回答数	構成比
低学年（1～3年生）の間は利用したい	44	6.8%
学年に関係なく、小学生の間は利用したい	118	18.2%
今後も利用しない	470	72.6%
無回答	15	2.3%
合計	647	100.0%

表 子育てに必要な子育て支援・対策（複数回答）（小学生）

	回答数	構成比
留守家庭児童育成クラブ（放課後児童クラブ）の充実	654	41.9%
子育て支援のネットワークづくり	326	20.9%
地域における子どもの活動拠点の充実（児童館など）	686	43.9%
子どもの教育環境	778	49.8%
子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	874	56.0%
仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備	868	55.6%
子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	937	60.0%
虐待等を受けた社会的養護を要する子どもに対する支援	344	22.0%
その他	78	5.0%
有効回答数	1,561	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

(8) 子育て支援の情報提供について

子育て支援に関する多くの事業やサービスについて、子育て家庭などが幅広く、また必要な時に知ることができるような情報提供が必要です。また子育て支援の情報提供について行政が発信している情報と子育て家庭が欲している情報やサービスを結びつけるコーディネーターの役割が求められています。

現状では市政だよりや市ウェブサイト、子育てメールマガジン等による情報提供を中心に行っています。また子育て情報のパンフレットや子育てマップなどを作成し、保育所（園）や子育て支援センター、保健センター、行政サービスセンター、福祉事務所などに配布し、子育て家庭が入手しやすいように設置しています。保健センターで実施しているこんにちは赤ちゃん事業では、各家庭の訪問時に子育てガイドブックを配布するなどの取り組みを行い、さまざまな情報提供に努めています。

しかしながら、アンケート調査の結果から、子育て支援サービスの情報の入手しやすさをみると、就学前児童のいる家庭では「入手しにくい」が34.2%で「入手しやすい」(12.7%)を21.5ポイント上回っており、子育て家庭等へ必要な時に必要な情報が必ずしも届いていないなど情報提供のあり方が課題となっています。様々な子育て支援情報を発信しているにもかかわらず、子育て家庭が本当に欲しい情報に結びついていない場合やニーズに対応しきれていないという現状があります。また在宅子育て家庭の座談会からは、「紙媒体のものは読みにくい・目に付きにくい」「身近な場所での情報提供が必要」などの意見が出ており、情報を把握する手段や必要な内容に到達するきっかけづくりについて身近な方法を検討する必要があります。

従前の情報提供では、不備のないように幅広く多くの情報を網羅してきましたが、各機関でのパンフレット類の配布など、どこに情報を必要としている人がいるかは必ずしも明確でないまま、また情報が必要なときに子育て家庭が情報に辿り着きやすい仕組みが明確でないままに情報を提供してきたことが課題と考えられます。子育て家庭の必要とする情報量としては十分に揃いつつある中で、数ある情報をいかに市民のニーズにマッチングさせるか、が今後の課題であると考えています。

表 子育て支援サービスの情報の入手しやすさ（就学前児童）

	回答数	構成比
入手しやすい	401	12.7%
入手しにくい	1,078	34.2%
どちらともいえない	1,629	51.7%
無回答	40	1.3%
合計	3,148	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 子育て情報・相談に関するご意見（抜粋）

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ・紙媒体のものは読みにくい・目に付きにくい | ・民間施設も含めたバリアフリーマップの充実 |
| ・身近な場所での情報提供が必要 | ・スマートフォンやインターネットの活用 |
| ・何を調べたらいいのかわからない | ・先輩ママからの情報を得たい |
| ・親が楽しめるような情報が少ない | ・身近な場でポスター等での情報提供 |
| ・地域の回覧板等に子どもに関する情報が少ない | ・相談先がわからない |
| ・ママの気持ちを吐き出せるような場や情報 | |

資料：平成25年度東大阪市在宅子育て家庭の座談会より

(9) 親の子育て力^②の支援について

アンケート調査の結果から現在の子育ての不安をみると、就学前児童の家庭では不安を感じる人が5割弱程度となっています。また妊婦では出産や育児についての不安感・負担感を感じる人（「非常に不安や負担を感じる」と「何となく不安や負担を感じる」の合計）は52.1%となっています。

表 出産や育児についての不安感・負担感（妊婦）

	回答数	構成比
非常に不安や負担を感じる	54	12.0%
何となく不安や負担を感じる	180	40.1%
あまり不安や負担は感じない	165	36.7%
まったく感じない	18	4.0%
なんともいえない	24	5.3%
無回答	8	1.8%
合計	449	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

少子化や地域での子育て力の低下の中で、子育て家庭が抱える、子育てに関する悩みは幅広くなり、また、子育てに不安を持ち、自信を持ってないまま子どもと接している親も多い状況にあります。また、増加傾向にあるひとり親家庭では就労や子育ての負担から地域の中で孤立してしまう場合も見受けられます。

このような親が抱える子育ての困難さについて、親の子育て力を支えるために、身近なところで、気軽に相談できる窓口や支援体制の強化が求められています。

現状では、妊娠期から出産期、乳幼児期、児童と年齢期ごと、あるいは子どもの成長段階に応じて、乳幼児健診の機会や、福祉事務所・保健センター・幼稚園・保育所（園）・子育て支援センター・教育センター等での相談、育児教室・2か月親子講習会、休日・夜間子育て支援相談事業、家庭訪問指導事業、地域の中での相談（民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員、コミュニティソーシャルワーカー等）などがあります。また、20歳未満の若年妊娠・出産や育児の不安軽減のための「ティーンズ・ママの会」「ティーンズ・クラブ」といった10代の母親とその子どもを支援する教室を開催し、仲間づくりや育児のサポートを行っています。また、双子の出生も増えており、子育て支援や交流することを目的とした教室も実施しています。父親の支援としては両親学級やプレパパ・プレママの会などがあり、赤ちゃんを迎えるための準備や父親が主体的に育児へ参加することを促しています。

しかしながら、いずれの事業においても利用者の増加や相談ケースの複雑化などが認められ、相談できる場や機会づくりの強化とともに専門スタッフの派遣などの支援の充実が求められます。

^② ここでいう親の子育て力とは子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら親が自信をもって子育てできるような、人が本来持っている力のことです。親の子育て力の支援とは様々な要因で不安を抱えている親に必要な支援を届けることで、子どもの成長を喜び、その楽しさを実感できるようにすることです。

p. 40、p. 41 において東大阪市としての施策展開が分かるように記載方法を変更しました。

3. 施策展開の基本的な考え方

(1) 戦略的に取り組むための考え方

地域での様々な子育て支援を充実してきた流れの中で、より身近で、より具体的な課題に対応するために、戦略的に取り組む施策として「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「待機児童の解消」「在宅での子育て支援」を設定し、施策を促進していくこととします。

図 戦略的に取り組むための考え方の設定について

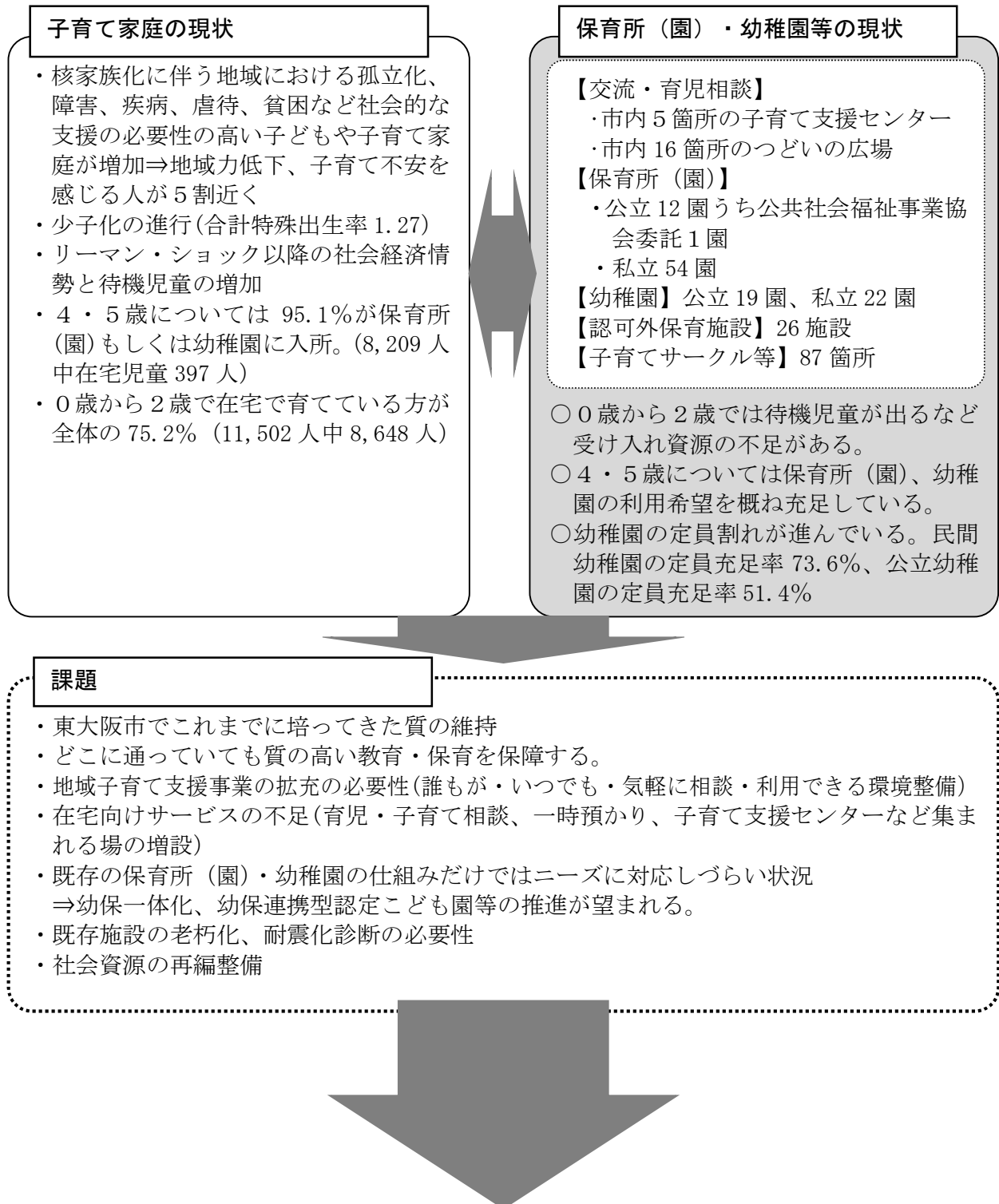
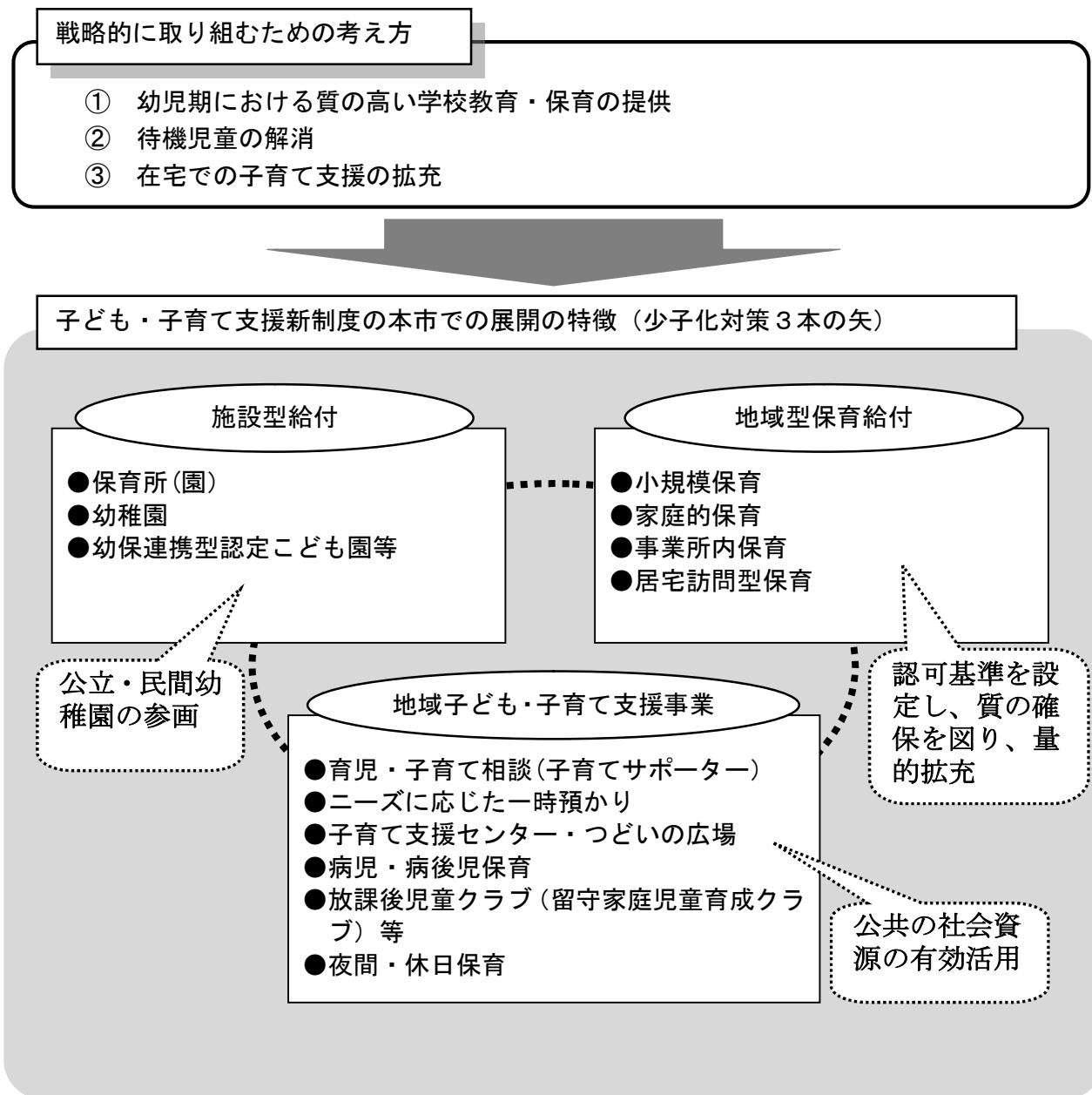


図 本市の戦略的な取り組みと新制度との関係性（少子化対策の3本の矢）



① 幼児期における質の高い学校教育・保育の提供

幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であるといえます。この幼児期の学校教育・保育の場に関して入園（所）のニーズとしては幼稚園、保育所（園）にそれぞれの希望がある状況にも関わらず、保育所（園）では待機児童が発生しています。一方で幼稚園の定員充足率は100%に満たない場合があり、さらには各々の施設が老朽化や耐震化の必要性などの課題を抱えている場合もあります。

このように幼児期の教育・保育の場に関する課題に対して、質の高い、安定的な供給体制を確保していく必要があります。

子ども・子育て関連3法による新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育を促進するために、幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園制度」の改善が目指され、施設型給付による財政支援の強化や、幼保連携型認定こども園の設置手続きの簡素化などが図られています。

本市としても、このような仕組みを生かしながら、教育・保育内容の研究・交流等の取り組みを通じて、さらに、質の高い教育・保育を提供するために、なお一層、様々な取り組みの機会の充実を図っていきます。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 「質の高い学校教育・保育」が権利として保障されるような供給体制の確保
- すべての子どもを支援するという理念を実現できるような仕組みづくり

② 待機児童の解消

これまでに東大阪市次世代育成支援行動計画に基づく保育計画を策定するなどして待機児童の解消に努めてきましたが、保育要件として保護者の就労時間に下限を設定せず多くの方の保育ニーズを受容してきたこと、また景況感の悪化など社会経済情勢の変化によるニーズの高まりなどによって、待機児童数の増加が再び大きな課題となっています。

子ども・子育て関連3法による新制度では、待機児童解消に向けた対策の1つとして、認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が創設されており、本市としても、このような仕組みを生かして保育機能の確保を図りながら、新たな対策を推進する必要があります。また待機児童のほとんどが0～2歳児という実態から産休後・育休後の保育利用のための方策について網羅的に検討する必要があります。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 待機児童の解消などの話を進めていますが、少子化が進んでいるのが心配。少子化対策は東大阪市の将来のために必要。子どもを生んでよかったと思えるような、子どもが増えていく方向での解決を考えていくことが大事。
- 子どもの誕生日などで一律に入所時期を決めるのではなく、希望する時期に必ず入所できるようにしてほしい。
- 今までの制度をすべて廃して新しい認定こども園になると考えるのではなく、今までの強みを踏まえて、何を残していくのかを検討すべき。（幼保連携検討部会）

③ 在宅での子育て支援の拡充

子どものいる世帯の減少や地域のつながりの希薄化、さらには少子化による児童数の減少、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い家庭の増加によって、子育てをめぐる環境は大きく変化し、子育て家庭の孤立化・負担感が高まっている状況にあります。これまで在宅での子育てに関して地域における支援を充実してきましたが、それでもなお在宅での子育て不安等課題が見受けられます。また公的なサービスや地域住民とのつながりを持つとされない場合には、その手立てには十分な配慮が必要となってきました。今後は、いかに地域の子育て家庭の交流を促していくのか、また、子どもを一時的に預かる場所の確保や必要な支援へとどのようにつなげていくのかといった、情報提供・拠点・預かりの機能拡充が課題となっています。

このような状況を受けて、必要な子育て支援の情報をいつでも手に入れられるように身近な場所での情報提供・相談機能の充実を図ります。また教育・保育の事業の拡充に伴って、人材の確保が必要となることから、保育士の資格を保有しながら活用できていない人材の掘り起こしや保育従事者等として従事可能な人材の育成を図ります。さらに地域で子育てを安心して行えるように、いつでも・誰でも・自由に・気軽に集まり、交流できる居場所づくりの強化や緊急・一時的な預かりの充実などに取り組みます。

これまで本市の幼稚園や保育所（園）が取り組んできた実績を生かしながら、在宅での子育て支援においても、質を維持できるように努めます。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 世代間交流の場や機会の設定が作れないか。
- 保護者と子どもが共に参加できる場や機会を増やすべき。
- 本当は在宅での子育てを希望して仕事も辞めたが、家庭の中で親と子どもだけの生活に行き詰まり、保育所の力を借りたい方がおられる。このような方について親の子育て力を保育所以外でも支援していただけるということは在宅の子育て家庭にとってはありがたい。さらには保育所に本来入りたい方への対応・待機児童の解消にもつながると思う。
- 在宅で子育てをするのにそれほどお金は必要ないが、それよりもどのように子育てをしたらよいかわからない不安がある。このような方々向けに公立幼稚園の空きスペースを活用してはどうか。
- 子育て家庭の近くに公的な施設があって、支援していくのがよい。

p. 43～p. 46 において幼保連携検討部会において在宅における子育て支援を公民共に充実していく事について部会での議論の経過が分かるように修正しました。

(2) 公の果たす役割を執行していくための公立施設の将来像について

前述した主な課題などを受けて、公の果たす役割として4つの柱を基本とします。この4つの柱をもとに公立施設の将来像を検討していきます。

図 公の果たす役割を執行していくための公立施設の将来像の設定について

公の果たす役割を執行していくための公立施設の将来像の考え方

① 地域における子ども・子育て支援強化

地域における子ども・子育て支援の強化を図るために、子育て支援のバックアップ（公的支援）を積極的に実施していくことが必要となります。公立施設が地域における子育て支援の中核的な役割を果たすことで、より充実した支援を展開していきます。併せて、公の社会資源の有効な活用を図っていきます。

② 民間施設との連携の工夫

公立施設のこれまでの取り組みを活かし、民間保育園・民間幼稚園と地域の小・中学校、高等学校との交流をより一層図る必要があります。

また、公がコーディネートをすることで、公立施設と民間施設で連携を図り、市民が必要とするサービスを効果的に提供できることが期待されています。

③ 公の持つ強みに応じた役割再編

公立施設と民間施設とが共通して抱える課題に対して、公の持つ強みを活かして、役割を整理することが重要となっています。

④ 要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

民間施設や関係機関との連携を図りながら、要保護・要支援児童に対するセーフティネットとしての役割を発揮し、加えて、養育上の問題を抱える家庭への支援も充実させていきます。

【幼保連携検討部会の意見（平成25年11月から平成26年2月までに4回開催）】

- 公立幼稚園が在宅支援を受けられない地域の方々に気軽に立ち寄れる施設としての役割を果たせないか。
- 地域の環境にあわせ公立幼稚園の施策展開ができないか。
- 公としてどのような配置バランスを考えるかが必要。
- これまでの社会資源を有効に活用し、保育・教育に対する子育て支援機能の再編整備が必要。
- 公立と民間で事業を完全に分担するのではなく公立と民間それぞれが努力して取り組んできたことを生かせるようにしてほしい。民間でも色々な事業をしているのでどう連携していくのか。
- 教室の余裕状況を見極めて公立幼稚園の整理・統廃合を考えていかねばならない。ただし、公立幼稚園を必要としている利用者、サービスを受けたいのに受けられない潜在的利用者があることもふまえて慎重に考えなければならない。

(3) 公立の教育・保育施設の再編整備の考え方

前述した公立施設の将来像を実現していく一環として、公立の教育・保育施設を再編・整備する考え方が必要となります。

① 新たなセーフティネットとして公立の施設

民間の教育・保育施設の整備により待機児童が解消されたとしても、公立の教育・保育施設には支援を必要とする家庭へのセーフティネットの役割が求められます。

また、一時預かりは必要なときに利用できるように私立のみならず公立の施設も活用して推進するとともに、夜間・休日保育、病児病後児保育も視野に入れて、在宅の子育て家庭を対象とした育児・子育て相談や子育て情報の発信、子育て家庭の交流も合わせて充実させていきます。

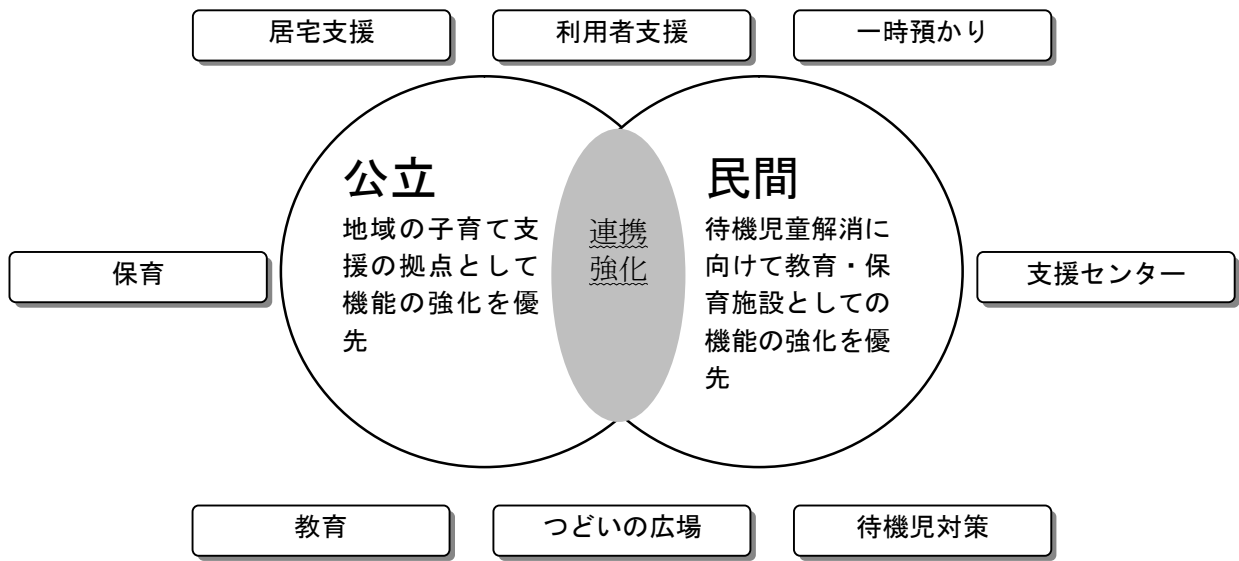
② 子どもにやさしいまちづくり～公立の施設は地域の子育て支援の拠点に～

本計画を推進することによって、民間による教育・保育施設の整備を中心として取り組みますが、公立の施設は地域の子ども子育て支援の拠点として、リージョンごとに1箇所の子育て支援センターと認定こども園などを基本に整備を図ります。整備に当たっては既存の施設（教育施設等）を最大限に活用しながら取り組みます。

③ 課題を認識した再編整備

公立の施設を整備するうえでは、既存の民間施設や地域性への配慮を欠かすことなく、認定こども園・子育て支援センターの設置場所を検討します。現行の公立幼稚園と公立保育所を半数程度に収斂するため、具体的な時期と手法についての検討を進めます。また、既存施設は最大限の活用を図りますが、耐震化などに関しては一定の整備等を要することから、整備にかかる財源にも配慮が必要です。これらの課題を認識したうえで再編整備を図ります。

図 公立と民間の機能再編のイメージ



※公・私、幼稚園・保育所（園）が個別に子育て家庭を支援してきた良さを生かしながら、互いに連携して、教育・保育施設として、また地域の子育て支援の拠点として機能の強化を図ります